



平成30年3月8日

各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所  
代表者名 代表執行役社長 前田 東一  
(コード番号 6361 東証第1部)  
問合せ先 ガバナンス推進部長 江口 修  
(電話 03-3743-6111)

## 譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社報酬委員会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当社子会社の一部役員（以下「対象役員等」といいます。）を対象として新たに譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、本制度の導入に伴い、今後、ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、対象役員等に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、一定期間継続して対象役員等の地位にあることを条件とする「譲渡制限付株式報酬制度」と当該条件に加え当社取締役会が予め定めた業績目標の達成を条件とする「業績連動型株式報酬制度」からなります。

対象役員等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

「譲渡制限付株式報酬制度」は、当社と対象役員等との間において、①一定期間、発行又は処分した当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む契約が締結されることを条件として当社の普通株式の発行又は処分をする株式報酬制度です。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員等が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

「業績連動型株式報酬制度」は、当社の中期経営計画に係る期間（現中期経営計画においては、平成30年12月31日に終了する事業年度から平成31年12月31日に終了する事業年度）を対象期間とし、対象役員等の役位に基づいて算定する変動報酬標準額を取締役会が予め定めた業績指標の中期経営計画が終了する事業年度における達成度に応じた範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式の発行又は処分をする業績連動型の株式報酬制度です。

以 上